「協働のためのルールブック(案)」に対する意見等

	意見	質問	事務局の考え方・質問に対する回答	委員会で検討
	イラストを取り入れた		写真やキャラクターには、著作権や肖像権の問題が発生する場合がありますので、慎重に取り扱うべきと考えております。 一見フリーと思われるものでも、使用料が発生する場合があるため、ガイドブック同様、選択肢として公認キャラクターである「あまえん坊」のイラストを使用する方向で考えております。	
		期待される効果は?	「3.協働により期待される効果」につきましては、「効果」と「メリット」の2つの表現があることから、「効果」に変更させていただきます。 また、各主体における効果については、枠の中に記載しております。	
第1章	図の左上が「市民活動団体のメリット」になっている。事業者 などもある中で市民活動団体のみを表記した意図はあるか。		代表的な協働相手として、「市民活動団体」を挙げておりましたが、その他の団体も含まれることから、「市民活動団体等」に変更します。	
3. 協働	協働をメリットで図るのあれば逆のデメリットも出てきます。 記載方法再考をいただいたほうが良いと思います。		「期待される効果」について説明をしており、課題を解決することによって発生する波及的な効果の例であり、メリット(利点)とデメリット(欠点)を説明しているわけではないことをご理解ください。以降、「効果」とします。	
	協働の効果の一つ目が行政のみでは対応することが難しい課題の解決なのでしょうか。 そうであれば、まずは行政で対応することができない理由を明確にして「他に依頼をするべき」となるのではないでしょうか。スタートの視点を再確認お願いします。		行政のみでは、対応することが難しい課題を解決することが協働の効果の 1つ目であると考えている訳ではありません。 ここでは、「期待される効果」について説明しており、課題を解決することによって発生する波及的な効果であり、協働をすることで知識やスキルが身につき、日々の生活や活動に活かせるということを意図した表現をしています。 委託や指定管理といった外注している事業は多くあります。 専門性のあるNPO団体や地域組織、市民活動団体と協働することの効果について説明していることをご理解ください。	
	担い手にとってのメリットも大事ですが、"まち"にとってどんなメリットがあるのかも必要ではないでしょうか。 前項の目的の部分も含めて、「そりゃ協働したほうがいいよね」 と、市民活動に関わっていない人も思えるワードがひとつ明確 に示されているといいなぁと思います。		まちの効果について、表記がないため、別紙 1 (事務局案)を作成したので委員会でご検討ください。	別紙1(事務局案)

	イメージ(図2)を合体した。「別紙2(委員案1)」 範囲、要らないかもしれせん。「協働のためのルールブック」5 ページまるっと無くても良いかと思います。 図2では、無着色~の一文は、①~⑤まで番号があるのでそこをうまく使った文章にしてはどうでしょうか。		ルールブックの5ページの要・不要も含め、委員会で内容をご検討ください。	別紙2(委員案1)、 5ページを削除、 当初案のとおり
第1章	行政主体の視点で記載されていますが、他のパターンもあると 思います。		本ルールブックでは、行政主体の視点ではなく、行政と協働をする際の範 囲について説明しております。	
の範囲	現状の記載方法であれば大前提として「 <u>行政視点</u> での協働の例」など前提をつける必要があると思います。		第5期第4回あま市まちづくり委員会において、「行政との協働の仕方」について、特化した内容にすると事務局から説明させていただきました。 その旨ご理解ください。	
	【協働の具体例と形態※図】は記載方法正しいでしょうか。図 のナンバーもないです		「協働の具体例と形態※図」は「形態図」として表記してあります。他の「図」とは性質が異なりますが、"※"が間に入っているため、"※"を削除します。	
	【3. 協働により期待される効果】いいと思います。 【4. 協働の範囲】協働の範囲十分だと思います。いいと思います。範囲の取り組み良く分かります。コミュニティをもっと復旧させればと思う。			
	パートナーシップ条例の基本理念(3条)が、どんなものなのか入れるとよい。		本委員会において、ルールブックの構成について事務局に一任されました ので、ガイドブックの内容と重複している部分については、省略させていた だきました。その旨ご理解ください。	
協働を進める	文が短いほど理解できると思うので、文に重要のないところを 省くのはどうでしょうか。 例:「持ちましょう」→「持とう」、「動いているということを 理解しましょう」→「動いているのを理解しよう」、「切ってし まわないように心がけましょう」→切らないようにしよう。 そのほかにも、いろんなところで、このような文がありますが、 「丁寧より理解しやすくなる工夫をし、お年寄りやいろんな人 にやさしく読めるようにするのはどうでしょうか。		ルールブックの中での文書の表記について、いわゆる"やさしいにほんご" 表記バージョンを作成するかについて、事務局で検討します。	

	事業者の下に『行政』の枠を追加。姿勢に『市民からの主体的な声に耳を傾け、より良いまちづくりの為に何ができるのかという姿勢を持ちましょう』『協働は「共に力を合わせて共通の目的に向かって活動すること」であり、市民と対話し建設的なコミュニケーションを心がけましょう』「別紙3(委員案1)」協働の主たる担い手の一角として、行政の姿勢も記しておくほうがいいと思います。市民が読んで、役割やスタンスの違いが区別できるといい。 対象者を行政追加しました。「別紙3(委員案2)」	「事業者」の下に「行政」の欄を追加した委員案1及び2の内容を踏まえ、 委員長案を作成していただきましたので、委員会でご検討ください。 ※過去の委員会にて、簡素化の対象となっていたため一度削除しましたが、 「行政」欄の追記の意見があったため再度ご検討ください。	別紙3(委員案1)、(委員案2)、(委員長案)	
	市民達には、こうしましょうと上から書いているのに、行政側は何もなく、例えば「こういう事に気をつけて行いますや、市民の方々の為に~」など何も書かれていない。行政が何も書かれていないという事は対等ではない。	事務局としては、そのような意図で表現していないことをご理解ください。 表記については、「~しましょう」を「~する」、「~である」などに変更します。		
	一部修正した「別紙 4」 各項目を簡単に表示「別紙 5」		別紙4(委員案1)、 別紙5(委員案2)	
2. 基本原則	対等性について、現時点で行政、市民活動団体、地域組織、市 民が対等の立場であるということが難しいと感じる。 対等の立場にどのようにもっていくかが課題。説明など必要な く簡単に説明してはどうか	「2. 基本原則」では、協働を進めていくうえで重要な、お互いの認識について説明しています。 各主体が対等な関係性を築くため、事前に関係者と顔合わせをしたり、打合せを実施することが大切です。また、第3章の「2.各ステップについて」対等になるプロセスを説明しているのでご確認ください。		
	【1. 基本姿勢】役割、姿勢、簡素化されていいと思います 【2. 基本原則】表形式で良好です。良いと思います。			
第3章協働の進め方	進め方やステップが書いてあるが、難しいように感じるが、まずは、あま市市民活動センターに相談する流れを推奨しているのか	「あま市みんなでまちづくりパートナーシップ条例」に基づき、市民協働によるまちづくりを推進するため設置した、あま市市民活動センターを推奨しています。 あま市市民活動センターの業務内容として、市民協働に関する相談や市民活動に関する情報の収集、提供及び発信などが含まれることから窓口として推奨していますのでご御理解ください。		
第3章 1.協 働の進	ステップの前に入口を示すものが欲しい。ステップゼロ→相談 窓口の案内	「協働のステップのイメージ(図3)」の下に相談先を追記します。		

め方	協働のステップのイメージ(図3)について、一目で分かり易く 簡単な方がよいと思う (「別紙6」) 図3。左から読むので、左上がステップ1→右にステップ2… と位置を一つづつ移動。	別紙6は、PDCAを4つに区分して示されております。 別紙7は、協働を進める過程に、「意見交換」「企画・立案」「手法(協働の形態)の選択」「協働の実施」「評価・見直し」の5つのステップを示しており PDCA サイクルでは、別紙6と同様に、協働を継続的に推し進めていく上で、 Plan (計画)、Do (実施)、Check (評価)、Action (改善)を繰り返す PDCA・イクルとして示したものになります。 当初案は、各ステップを5つの区分として示したもので、ステップ1「対 見交換」、ステップ2「企画・立案」、ステップ3「手法の選択」、ステップ・「協働の実施」、ステップ5「評価・見直し」に区分し、チェックリストも対けて5つに区分したものになります。 委員会でご検討ください。	が 別紙 6 (委員案 1)、 別紙 7 (委員長案)、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		※なお、別紙6(委員案1)の場合、「協働のためのルールブック(案)」9、 10ページを変更する必要があります。	
	より具体的に「こういうことをするといいですよ」「こういうことをするということです」と示してあげた方がいい箇所があるかと。(ステップ 1 の 2 「協働の相手方を理解しようと努める」って何すること、ステップ 2 の 2 「対等になれましたか」はどう確認できるのか)		委員会にて意見交換
	ステップ2の4の文章が誤字です。		
	ステップ2のチェックリスト中の「4実現に向けた企画でにより り共有できますか」について	ステップ 1~5 のチェックリストの内容について、各委員の実績や体験談会 ふまえた内容に修正等を考えております。	
第3章	ステップ3のチェックリスト中の「4単独で行う場合よりも事業効果はあったと思いますか」について		
2. 各 ステッ プにつ いて	ステップ4のチェックリスト中の「2事業計画時に、双方の役割や責任分担を明確にし、その内容に基づいて事業に取り組みましたか」について		
	ステップ5のチェックリスト中の「4守秘義務の重要性を理解 し、実践できましたか」をステップ2に追加してはどうか		
	ステップO(相談?窓口)が欲しい。意見交換する前にどこへ 行けば協働ができるのか知らない、分からないのでステップO が一番重要だと思います。	「協働のステップのイメージ(図3)」の下に相談先を追記します。	
	字が大きくなっていますが、もっと大きくするとメリハリが出来てよいと思いします。	ルールブック全体において、タイトルなど字体を大きく示し、メリハリミ 持たせるよう修正します。	

3. 協	それぞれの形態について過去の具体的な事例があるとわかりやすいと思う。 11 ページ以降、各形態のステップで加筆して詳しくできる部分は、可能な限り詳細にしておいた方がイメージが湧きやすいと思います(個人的には現状でも理解はできます)	事業協力と補助については、具体例を明記しております。その他については、市民活動団体等の協働する内容が多種多様な事例であるため、具体的な事例を示すことは、その協働内容を限定することとなります。市民活動センターでは、様々な協働の形態があることから、具体例などを説明して案内しております。	
(1) 後援	「別紙 8」のとおり、修正してはどうか P12 審査→教育委員会は2週間ではなく1ヶ月に一度月末に審査会だったと思いますが・・・	後援に関する申請先について、市と教育委員会で審査期間が異なり、審査 日数も違うことから、事務局案と委員案について、委員会でご検討ください。	別紙8(委員案1)、 別紙9(事務局案) ※事務局案については、教育委員 会に確認し、一部修正しました。
	理想のステップではなく、実際に行われる事実も記入するとよ い	具体例として、安全安心課における防犯、防災について示しております。 ステップについては、代表的な流れを説明しております。 市民活動センターでは、様々な事例を説明して案内しております。	
(2) 事業協 力	実績報告書は、市民側のみが提出するのか? また、行政は報告書を作成して市民側に提出しないのか	市や市民活動団体等から必要に応じて、事業内容などを実績報告書にまとめ、必要に応じて提出又は報告します。 市が報告書の提出を求める理由は、事業内容などを正確に把握し、今後の 事業の参考資料として活用するためであります。また、市が団体へ事業の決 算報告をする場合もあります。	
	協力要請するのは、市民からなのか行政側からなのか疑問に思ったので、もう少し説明が欲しいです。	事業協力のポイントに、「行政が市民活動団体等に、又は市民活動団体等が 行政に協力を求めている事業について」と示しております。 双方が必要に応じて協力要請します。 第3章「2.各ステップ」において、協働の進め方について掲載して案内し ております。	
	所管課とは例えば?	事業を管轄する担当課を指しております。 例えば、市民活動センターに関する事業は、企画政策課になります。	
	提出した案件は、すべて協議になるのでしょうか。 具体例を載せてもらうと、イメージしやすい。	提出された案件は、全て協議するものと考えております。これまで、市の 関わったことのある実行委員会の具体例は、あま市まつり実行委員会のみで	
(3) 実行委 員会	実行委員になれるのは、市のイベントなのか市民が立ち上げた ものなのか疑問に思ったので、もう少し説明が欲しいです。	した。 これから、市民や市民活動団体が主体となる実行委員会も考えられます。	
	所管課とは例えば?	事業を管轄する担当課を指しております。 例えば、あま市まつり実行委員会に関する事業は、企画政策課になります。	

実際に行 ^っ (4) 補助	われた具体例を載せてもらうと、イメージしやすい	市民活動団体等の協働する内容が様々であるため、具体的な事例を示すことは、その協働内容を限定することになります。 補助金に該当した事業は様々であり、具体的な事業の性質上、公益性の高い補助を受けるために補助金要綱に沿った各種補助金制度があることから、一部抜粋して記載しておりますので、ご理解ください。
「相談」(よ、だれがだれに?	相談者は、市民、市民活動団体、事業者、地域組織としております。また、 相談先については、左下に示しております、市民活動センターを指しており ます。
ここで、	委託と協働型の委託を分ける必要があるか疑問	通常の委託とは別に、市民や市民活動団体、地域組織等が有する専門性・ 柔軟性・機動性などの特性を活用して、より効果的な取り組みを進めるため の1つの形態であり、より具体的に分ける必要があると判断しました。 委託は、株式会社や事業者の通常の委託を示しており、委託(協働型)で は、専門性や地縁組織など特性を活用した委託を示しております。
実際に行 ² 5) 季託	われた具体例を載せてもらうと、イメージしやすい	市と市民活動団体等の協働内容は、様々であり、具体的な事例を示すことは、その協働内容を限定することになります。 市民活動センターでは、様々な協働に関わる相談をしておりますので、相談先を活用頂ければと考えております。 委託(協働型)の具体例として、市民活動祭の委託業務が挙げられます。 市民活動センターの受託業者が市民活動センター事業で得たノウハウや情報を活用して、一般のイベント業者より効果的に実現できると判断し委託しています。
	委託情報が知れるのか、条件、『行政から相談があり 人選方法などもう少し説明が欲しいです。	市は、市民活動センターと連携し市民協働を進めており、あま市市民活動センターの業務内容として、市民協働の相談や市民活動に関する情報収集、提供及び発信などが含まれることから、左下に相談先を示しております、市民活動センターにて情報収集して頂ければと考えております。また公式ウェブサイトにおいて、入札結果報告を公表しております。そのほかに、市民活動センターの登録団体の実績報告書を参考に市から相談する場合があります。

【第3章 協働の進め方】内容が充実してよいです。 【1.協働の進め方】5つのステップ良いです。とても図が理解しやすい。 【2. 各ステップについて】簡単に説明され、チェックリストの記入する項目もあってよいです。

【3.協働の形態】5項目の事業手法良いです。 【(1)後援】良いです。申請書のダウンロード、相談先などわかりやすくていいと思います。 【(2)事業協力】同じ目的、役割分担良いです。良いです。 【(3)実行委員会】良いです。 【(4)補助】良いです。